

## 金沢区（東部地域）の大気環境調査結果（平成26年度）

平成26年度より、金沢区（東部地域）1地点（ふなだまり公園）において、窒素酸化物等の濃度や有害大気汚染物質の濃度を年1回測定しました。その結果、測定した全項目において環境基準等を満たしていました。これらの値は、市内の通常の大気環境と同程度のものです。

また、本調査は平成19年度から継続して実施しているものですが、今回の調査結果と平成25年度調査結果との比較では、顕著な差は見られませんでした。

### 1 調査地点

No. 2: ふなだまり公園

No. 2 調査地点は、平成19年度は聖星学園（富岡並木地区センター隣）でしたが、平成20年度から近隣の富岡並木ふなだまり公園に変更しています。

### 2 調査期間

平成26年8月21日～8月28日

今回の調査は一般環境大気測定局のダイオキシン類濃度の県下一斉調査と概ね同じ日程で行いました。



### 3 調査結果

表1 大気質(自動分析)調査結果及び環境基準との比較

項目等		調査地点		No. 2 (ふなだまり公園)	金沢区 長浜	環境基準 のめやす
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm	1日平均値の最大		0.015	0.012	0.06以下
		適否		○	○	
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	ppm	1日平均値の最大		0.010	0.003	0.04以下
		1時間値の最大		0.024	0.007	0.1以下
		適否		○	○	
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m <sup>3</sup>	1日平均値の最大		0.032	0.039	0.10以下
		1時間値の最大		0.063	0.062	0.20以下
		適否		○	○	
一酸化炭素 (CO)	ppm	1日平均値の最大		0.3	—	10以下
		8時間平均値の最大		0.4	—	20以下
		適否		○	—	
光化学オキシダント (Ox)	ppm	昼間の1時間値の最大		0.050	0.051	0.06以下
		適否		○	○	

- 備考1) 光化学オキシダントにおける「昼間」とは5時～20時の15時間のことで、その他の時間帯は測定していません。  
 備考2) 「1日平均値」とは、1時間値を平均したものです。  
 備考3) 「8時間平均値」とは、0～8時、8～16時、16～24時のそれぞれの時間帯における1時間値を平均したものです。  
 備考4) 金沢区長浜では金沢区内の一般大気環境を常時監視しています。測定していない項目は「—」表示としています。

表2 大気質(自動分析)調査結果

項目等		調査地点		No. 2 (ふなだまり公園)	金沢区 長浜	市内平均値 (平成25年度)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm			0.009	0.008	0.016 (20局)
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	ppm			0.006	0.002	0.002 (18局)
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m <sup>3</sup>			0.016	0.024	0.026 (20局)
一酸化炭素 (CO)	ppm			0.2	—	0.6 (3局)
光化学オキシダント (Ox)	ppm			0.025	0.026	0.032 (19局)

- 備考1) 「市内平均値」は、一酸化炭素については常時監視測定局(自排局3局)の年間平均値であり、その他の項目については常時監視測定局(一般局、測定局数は各平均値の後に括弧で表示)の年間平均値です。  
 備考2) 長浜では測定していないので、「—」表示としています。

表3 大気質(手分析)調査結果及び環境基準等との比較

調査地点		No. 2 (ふなだまり公園)	市内平均値 (平成 25 年度)	環境基準等 のめやす
項目等				
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.010	0.021	0.6 以下
	適否	○	—	
ベンゼン	mg/m <sup>3</sup>	0.0009	0.0011	0.003 以下
	適否	○	—	
トリクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0003	0.0003	0.2 以下
	適否	○	—	
テトラクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0001	0.0002	0.2 以下
	適否	○	—	
ジクロロメタン	mg/m <sup>3</sup>	0.0009	0.0013	0.15 以下
	適否	○	—	
水銀	μg/m <sup>3</sup>	<0.001	0.002	0.04 以下
	適否	○	—	
カドミウム ※4	μg/m <sup>3</sup>	<0.0006	—	—
	適否	—	—	
鉛 ※4	μg/m <sup>3</sup>	<0.05	—	—
	適否	—	—	

備考1) 「市内平均値」は、ダイオキシン類については常時監視測定局(一般局6局)の年間平均値であり、その他の項目については常時監視測定局(一般局3局)の年間平均値です。カドミウム及び鉛については、測定を行っていません。

備考2) 「TEQ」とは、毒性等量であることを示す符号で、ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンに換算した量として表していることを示しています。

備考3) 水銀には環境基準が設定されていませんが、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)(平成15年9月30日環管総発030930004)に対する評価を行いました。

備考4) 水銀、カドミウム及び鉛の測定結果は、定量下限値未満であることを示します。また、カドミウム及び鉛には環境基準等が設定されていないため、評価を行っていません。参考として、表6に示した目標値等に対する評価を行った場合、今回の調査結果は目標値等に適合しています。

#### 4 平成25年度調査結果との比較

表4 平成25年度調査結果との比較（自動分析項目）

調査地点 項目等		No.2 (ふなだまり公園)		金沢区 長浜	
		平成25度	平成26度	平成25度	平成26度
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm	0.015	0.009	0.012	0.008
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	ppm	0.008	0.006	0.001	0.002
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m <sup>3</sup>	0.024	0.016	0.031	0.024
一酸化炭素 (CO)	ppm	0.3	0.2	—	—
光化学オキシダント (Ox)	ppm	0.040	0.025	0.037	0.026

備考1) 光化学オキシダントは昼間（5時～20時の15時間）の期間平均値です。

表5 平成25年度調査結果との比較（手分析項目）

調査地点 項目等		No.2 (ふなだまり公園)	
		平成25度	平成26度
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.015	0.010
ベンゼン	mg/m <sup>3</sup>	0.0009	0.0009
トリクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0003	0.0003
テトラクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	<0.0001	0.0001
ジクロロメタン	mg/m <sup>3</sup>	0.0009	0.0009
水銀	μg/m <sup>3</sup>	<0.001	<0.001
カドミウム	μg/m <sup>3</sup>	<0.0006	<0.0006
鉛	μg/m <sup>3</sup>	<0.05	<0.05

備考1) 「TEQ」とは、毒性等量であることを示す符号で、ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の量に換算した量として表していることを示しています。

備考2) 水銀、カドミウム及び鉛の測定結果は、定量下限値未満であることを示します。

## 5 環境基準等

表6 環境基準等

項目	基準値等	備考
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
光化学オキシダント	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	環境基本法 大気の汚染に係る環境基準
水銀	年平均値 0.04 μg Hg/m <sup>3</sup> 以下	環境基本法 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）
カドミウム	0.006 μg/m <sup>3</sup> 以下	米環境保護局 発がん性リスク 10 <sup>-5</sup>
鉛	0.5 μg/m <sup>3</sup> 以下	WHO 欧州事務局ガイドライン

備考1) 水銀、カドミウム及び鉛については環境基準が設定されていないため、水銀については環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）（平成15年9月30日環管総発030930004）を、カドミウム及び鉛については諸外国で制定または目標値として算定されている数値を参考にしました。





